

防運運第7398号
18. 7. 31
改正 防運運第204号
19. 1. 9
改正 防官文(事)第88号
27. 10. 1
改正 防防訓(事)第214号
令和5年6月28日

防衛大学校長
各幕僚長殿
技術研究本部長

事務次官

航空交通異常接近に関する報告について（通達）

標記について、航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第26条第2項の規定に基づき、航空交通異常接近報告要領が別紙のとおり定められたので通達する。

なお、防運訓第7614号（17. 9. 30）は、廃止する。

添付書類：別紙

航空交通異常接近報告要領

- 1 航空交通異常接近が発生した場合においては、航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第26条第2項に定める者（以下「機長等」という。）は、速やかに防衛大学校、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は防衛装備庁（以下「幕僚監部等」という。）の担当部署に報告し、幕僚監部等の担当部署は、次項の航空交通異常接近報告書に準じた内容を、緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7）に定めるところにより、速やかに防衛大臣等へ報告するとともに、防衛政策局運用基盤課に連絡するものとする。ただし、部隊運用において航空交通異常接近が発生した場合は、幕僚監部等（統合幕僚監部を除く。）の担当部署は、統合幕僚監部首席参事官又は統合幕僚監部参事官に連絡するものとし、連絡を受けた統合幕僚監部首席参事官又は統合幕僚監部参事官は、速やかに防衛大臣等へ報告するものとする。
- 2 機長等は、前項の通報を行った後、速やかに順序を経て航空交通異常接近報告書（別記様式）により防衛大臣に報告するものとする。ただし、航空法（昭和27年法律第231号）第76条の2及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第166条の5の規定に基づき、機長が国土交通大臣に書面をもって報告する場合にあっては、航空交通異常接近報告書に代えて当該書面の写しにより防衛大臣に報告することができる。
- 3 この要領の実施に関し必要な事項は、防衛大学校長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官が定める。